

平成28年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第1回総会

日時 平成28年1月25日(月)午前9時00分  
会場 寒河江市役所 1階 議会会議室

### 出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
5番 黒田祐一	6番 影沢政俊	7番 土屋喜久夫
8番 菊地弘美	9番 石山邦一	10番 大泉邦彦
11番 眞木早百合	12番 相原稔	13番 小野義和
14番 佐藤義広	15番 奥山眞治	16番 菅井孝一
17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美	19番 渡辺宏
20番 木村三紀		

### 欠席委員

4番 猪倉通文

### 事務局

事務局長補佐	鈴木隆	農地係長	三井洋明
総務係長	高子英晴	総務係主任	村上千尋
農地係主事	佐藤友彦		

### 議事

- 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- 議第3号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時12分

木村議長 ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催いたします。

それでは、まず総会の成立についてでありますけれども、本日の出席者は、総委員数20名中出席委員19名で、在任委員の19名が出席しておりますので総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、指名申し上げます。9番・石山邦一委員、10番・大泉邦彦委員にお願いします。

次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。

事務局(農地係長) 報告事項についてご説明いたします。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいま説明ありました工事進捗状況の報告書についてということで、何かご質問はありませんか。補足説明ありますか。

事務局(局長補佐) 特にございませんけれども、今言った各地区で回っていただく書類については、後で地区審査のときに地区ごとに分けて記載したものをお渡ししますので、それですよろしくお願いします。

木村議長 何かご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長 ほかに事務局からございますか。

(「特にありません」の声あり)

木村議長 ないようですので、早速、議事に入ります。

木村議長 それでは、議第1号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第1号から議第3号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

渡辺委員 19番、渡辺です。去る1月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

議案の内容及び件数につきましては、事前に配付されました総会資料のとおりであります。

今回の事前審査会では、事前審査会での現地調査対象案件はなく、事前に各地区担当委員が実施した現地調査の結果の報告を受け、審査を行いました。

その結果、申請されました案件につきましては全て、特に異

議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、10時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時23分

再開 午前 9時59分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、小野義和委員、お願いします。

小野委員

はい、議長。13番、小野です。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位1番朗読)

順位1番について、1月16日に、土屋委員と現地を確認してきました。現地はちょうど石持の長岡山の裾野で、きちんと管理されているきれいなサクランボ畑で、申請どおりであれば問題ないと思い現地を確認してきました。地区審査でも異議あ

りませんでした。

(議案書順位 2 番朗読)

先ほど事務局のほうからありました契約の解除ということで、賃貸していた物件を所有するという案件でありまして、場所はちょうど西根地区の■■■■商店の南側の田んぼでありまして、申請理由どおりであれば問題ないと思い、16日に土屋委員と現地を確認してきました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

順位1番、順位2番は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、それでは採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、申請どおり全て許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第1号は、申請どおり全て許可決定いたします。

木村議長 次に、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。  
寒河江地区、小野義和委員、お願いします。

小野委員 はい、議長。13番、小野です。  
議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

(議案書順位1番朗読)

場所として、仲谷地のセブンイレブンの交差点の角から南に入っていくとすぐ近くの住宅建築用敷地で、両隣がもう住宅が立ち並んでいるという場所になっておりました。このままの申請のとおり住宅地として建設する分には別に問題はないかと思ひ、16日、土屋委員と現地を確認してきました。地区審査会でも異議はありませんでした。

(議案書順位2番朗読)

場所は、ちょうど■■■■の自宅から南へ下がってくるとお寺さんがあるんですけども、その東側、丸内公園からお寺のほうに上がってくる道路をつけるということで、近くの沼川の橋のつけかえ工事等の兼ね合いでの工事ということで、県のほうか

らは許可が出ているということでありました。これも16日、土屋委員と現地確認してきました。申請どおりであれば別に問題ないということで、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位3番朗読)

場所が、山形交通の寒河江営業所の南側で、場所的にいくと、宅地として残っているのはそこだけというような場所でした。これも16日、土屋委員と現地を確認してきました。申請どおりであれば周りに及ぼす影響はないものと思ひ、地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位4番朗読)

これも16日、土屋委員と現地を確認してきましたが、場所的には、ちょうど1番目の物件に入っていく仲谷地のセブンイレブンの反対側の交差点角ということで、申請どおりであれば、地域へ及ぼす影響もないと思ひ、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、西根・三泉地区、加藤友康委員、お願いします。

加藤委員

はい、議長。1番、加藤友康です。

(議案書順位5番朗読)

順位5番について、1月16日に土田彦雄委員と現地を確認してまいりましたが、計画どおりであれば周辺農地への



影響等、特に問題なしと判断しております。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。

菊地ひとみ委員

はい、議長。2番、菊地ひとみです。

(議案書順位6番朗読)

この件に関しまして、1月18日に、木村会長、眞木早百合委員と確認してきましたが、計画どおりであれば問題ないと思われました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地係長)

順位1番及び順位3番は、住宅建築用敷地への転用、また、順位2番は、通路用地になっております。農地区分は、いずれも都市計画区域内にある用途地域にある農地であり、第3種農地と判断します。

第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位4番は、賃貸用宅地造成に係る転用になっております。

農地区分は、都市計画区域内にある用途地域にある農地であり、第3種農地と判断します。

第3種農地であっても、通常、宅地造成のみの転用は認められておりませんが、用途地域にある農地については例外として宅地造成を目的とした転用も認められており、事業主も、不動

産業を事業目的とした法人であり、造成後は診療所用敷地として賃貸されることが予定されておりますので、問題ないと考えております。

順位5番は、住宅建築用敷地への転用になっており、順位6番は、農家住宅建築用の農業用資材置場兼住宅通路となっております。

農地区分は、いずれも街区の面積に占める宅地面積割合が40%を超える程度まで宅地化が進んでいる区域にある農地であり、第3種農地と判断します。

第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

また、別添の農地転用許可一般基準調査書のとおり不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決いたします。

議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長 次に、議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」、  
地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、小野義和委員、お願いします。

小野委員 はい、議長。13番、小野です。

(議案書朗読)

木村議長 ご苦労さまでした。  
次に、西根・三泉地区、加藤友康委員、お願いします。

加藤委員 はい、議長。1番、加藤友康です。

(議案書朗読)

認定新規就農者であり、地区審査では異議ありませんでした。

(議案書朗読)

いずれも農業振興地域区域内にあり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積するものとして適していると判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長 ありがとうございます。  
次に、柴橋地区、石山邦一委員、お願いします。

石山委員 はい、議長。

(議案書朗読)

地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、高松・醍醐地区、影沢政俊委員、お願いします。

影沢委員

はい、議長。6番、影沢です。

(議案書朗読)

いずれも農業振興区域内にあり地域の担い手等に貸し出しするために農地中間管理機構へ集積する農地に適すると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書朗読)

いずれも農業振興区域内にあり地域の担い手等に貸し出しするために農地中間管理機構へ集積する農地に適すると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。

菊地ひとみ委員

はい。2番、菊地ひとみです。

(議案書朗読)

いずれも農業振興区域内にありまして、貸し出しには問題な

いと思われました。地区審査でも異議ありませんでした。  
以上です。

木村議長                   ご苦労さまでした。  
                                  続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）   いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
                                  以上です。

木村議長                   ありがとうございます。  
                                  これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長                   ないようですので、それでは採決します。  
                                  議第3号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長                   全員賛成ですので、議第3号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長                   これで、本日上程されました議案については全て議決されました。  
                                  以上をもちまして、本日の総会を終わります。  
                                  ご苦労さまでした。

閉会 午前10時31分

平成28年1月25日

第1回総会 議長.....

議事録署名委員 9番委員.....

議事録署名委員 10番委員.....